

平成26年(2014年)10月24日

姫路市長 石見利勝 様

姫路市個人情報保護審議会
会長 菅尾英文

在宅高齢者実態調査に係る民生委員・児童委員への個人情報の外部提供及び
本人通知の省略について(答申)

平成26年9月12日付で諮問のあった標記のことについては、適当と認めます。
なお、適当と認める理由等は、下記のとおりです。

記

適当と認める理由等

1 外部提供の適否について

(1) 本市では、市内在住の65才以上のひとり暮らし高齢者の生活実態を把握することで、見守り、相談等の民生委員・児童委員の職務の遂行に役立て、もって本市の高齢者福祉サービスの向上に資することを目的として、在宅高齢者実態調査を行っています。

調査方法は、民生委員・児童委員が担当地区内の調査対象者を自らの手で把握し、その情報を基に訪問調査を実施して調査票を作成しています。

ところが、年々増加する高齢者人口、核家族化による独居高齢者の増加、地域コミュニティの希薄化等により、従来の民生委員・児童委員による情報収集だけでは、実態調査の実施が困難になってきています。

(2) 当該調査は、本市の独自調査ですが、同様の調査は他の自治体においても実施されています。厚生労働省が、平成22年9月1日現在で行った「民生委員に対する個人情報の提供状況等について」の調査では、全国136市町中116市町、約85.3%の自治体が、民生委員・児童委員に対して何らかの個人情報を提供しています。提供している個人情報の内容を見ると、65才以上の高齢者の単身世帯である世帯情報が62.1%、具体的項目別では8割以上の市町村が氏名・生年月日・住所を情報提供しています。すなわち、半数以上の自治体が65才以上の高齢者の単身世帯の個人情報を提供していることとなります。

(3) また、民生委員・児童委員の職務について見ると、民生委員法第14条第1項第1号では、「住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと。」と規定されており、

民生委員・児童委員が担当地区の在宅高齢者の実態を把握することは、民生委員・児童委員に課せられた職務です。国においては、平成19年8月10日厚生労働省関係課長連名通知「要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認等の円滑な実施について」により、市町村に対して民生委員・児童委員に対し必要な情報を提供し、民生委員・児童委員活動に支障が生じないように配慮するよう通知がなされています。

- (4) 以上のことから、在宅高齢者実態調査の実施に当たり、この目的を達成するためには、氏名、性別、生年月日、住所の4情報は必要であり、本市関係機関が調査対象者個人の前記4情報を民生委員・児童委員に提供することは、公益上必要であると解されます。

なお、実施機関が民生委員・児童委員に提供する個人情報、上記4情報に限るとともに、民生委員・児童委員には入手した個人情報の取扱に際して、厳格な管理と守秘義務を徹底されるよう留意してください。

2 外部提供に係る本人通知の省略について

通知を要する対象者が大量であり、かつ、事務処理に多大の時間と費用を要することに加え、民生委員・児童委員には守秘義務が課せられており、その目的においても対象となる高齢者の福祉の増進に資するものと考えられることから、本人への通知を省略することもやむを得ないと考えます。